

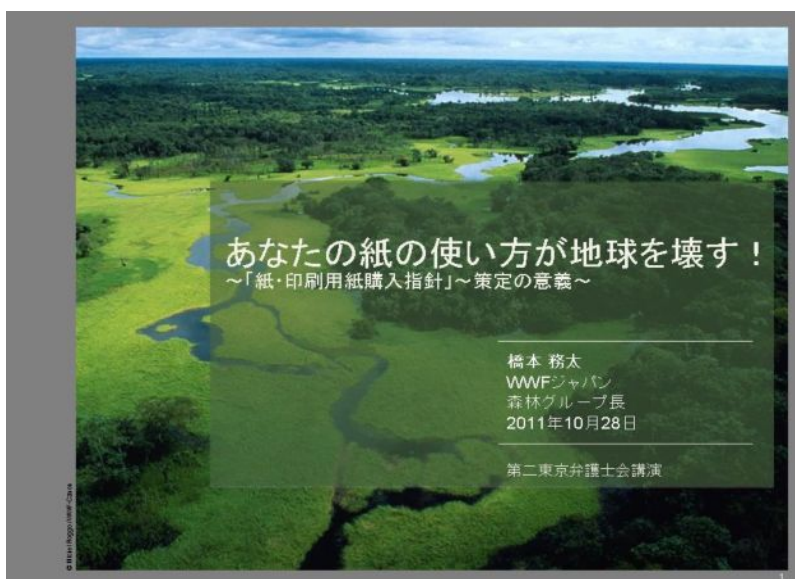
あなたの紙の使い方が地球を壊す！

～「紙・印刷用紙購入指針」～策定の意義～

講師 橋本務太氏  
(WWFジャパン 森林グループ長)

2011年10月28日  
第二東京弁護士会環境保全委員会 主催

(司会) 時間になったので始めさせていただきたいと思います。第二東京弁護士会では、2009年からKESを導入して活動を進めていますが、その中で、昨年度、目標の1つとして紙の削減ということ掲げ、その中で紙を買うときにどういった紙を買えばいいのといった点などの指針を定めた紙の購入の指針を定めました。今年の2月にそれをホームページ上でも発表しています。この指針を策定するに当たって、WWFの橋本務太さんにいろいろとお手伝いいただいたので、今回は橋本さんからその指針の意義を深めるためにいろいろと紙の基本のところから説明していただこうと思い、この企画をいたしました。それでは、橋本さんをお願いしたいと思います。



(橋本) ありがとうございます。皆さん、こんにちは、WWFの橋本と申します。WWFというNGOで、森林の問題を担当させていただいております。第二東京弁護士会で飯田先生からご紹介があったように、指針を作られる際に、古川先生からご連絡いただいて、こういうふうにしたらい、ああいうふうにした

らいいみたいなことをアドバイスさせていただきました。今日はその指針の意義や、可能であれば各先生方の事務所でもこんなことができるのではないかというご提案も含めて紹介させていただければと思っております。座って失礼いたします。




**本日の構成**

- WWFについて
- 紙の基本
- 森林の現場では
- FSCの森林認証制度
- 企業・事業所における具体的取り組みと紙の選び方

最初に簡単に私どもの自己紹介をさせていただきます。そして、その次に皆さんは紙を毎日使っているかと思うのですが、紙がどのようにしてできて、どういう問題があるのか、つまり、紙というのは森林の資源を


使っておりますので、そういう紙を作るために森林を伐採している現場ではどういうことが起こっているのか、それから、森林認証というものをご紹介させていただくことにします。最後に、企業ではどういうふうに紙を選んでいらっしゃるかについてもご紹介したいと思います。

また、第二東京弁護士会の指針の中で、ご覧いただいている先生方にはご承知かと思いますが、各先生方の事務所でも、第二東京弁護士会の指針に合致するような取り組みをできればしてほしいというふうに書いておられまして、それを実際に具体的に実践するにはどうしたらいいかということで、特に最後のあたりのポイントは、ぜひ情報をお持ち帰りいただいて、先生方の事務所で実際にコピー用紙とかを発注している方に、こういうふうにすればいいんだという話で持って帰っていただくことを検討していただければと思っています。



WWFとは

世界最大の民間自然保護団体



- 1961年に設立された、世界最大規模の自然保護NGO(非政府組織)
- スイスのWWFインターナショナルを中心に、約100カ国で活動を展開
- 資金は、世界の約500万人の個人と、約1万社・団体の会員・寄付者(サポーター)からの支援

WWFジャパンについて

- 1971年設立。世界で16番目のWWF事務局
- 日本が関係する国内外の環境問題を中心に活動を展開
- 約27,000の個人と約300社の法人サポーターによる支援

私どもは、WWFという環境NGOでございます。設立は1961年で、規模的には環境団体としては比較的大きく、100カ国以上で活動させていただいております。資金的には、日本は非常に小さいのですが、世界的に見ると、個人の

方、企業の方などにご寄付いただいたり、あるいは政府のODAのようなお金をいただいたりして、活動させていただいております。

国内では、WWFジャパンという支部がございまして、1971年ですのでちょうど40年前に設立して、特に日本が関係する国内、海外の環境問題を中心に活動しております。例えば紙のように日本で海外の原料を使ったり、そうしているようなことというのは日本も関係するということで私はそういうことも担当しております。サポーターについては日本は世界から見ると500万人に対して、今、2万7,000人ということで少ないのですが、個人の方、あと企業の方にご支援をいただいて活動しております。



## WWFのネットワーク

- WWFの各国事務所がある国
- WWFの協力団体がある国
- その他、WWFがプロジェクトを実施している国



- 世界100ヵ国以上に広がる活動のネットワーク
- WWFインターナショナル(スイス)を中心に各国の事務局が連携
- 近年は東欧や中央アジアにも拠点を置き、活動を拡大

この色の付いているところが、我々の事務所があったり、何らかのプロジェクトをやっているような国ですが、こうした海外のWWFがあることで、実際に、紙の原材料を生産している現場の国とかそういったところからの情報も来たり

するというので、ジャパンとして何かやっているわけではなくても、常に生の情報を得ながら活動しております。

本日は、8時までということで、1時間半ぐらいしゃべらせていただいて、最後に何かご不明の点などありましたら、質問を受けさせていただきたいと思っておりますが、1時間半話しっぱなしだと先生方も退屈されてしまうのではないかと思いますので、途中で5分ぐらいDVDを見る時間も取らせていただこうかと思っております。

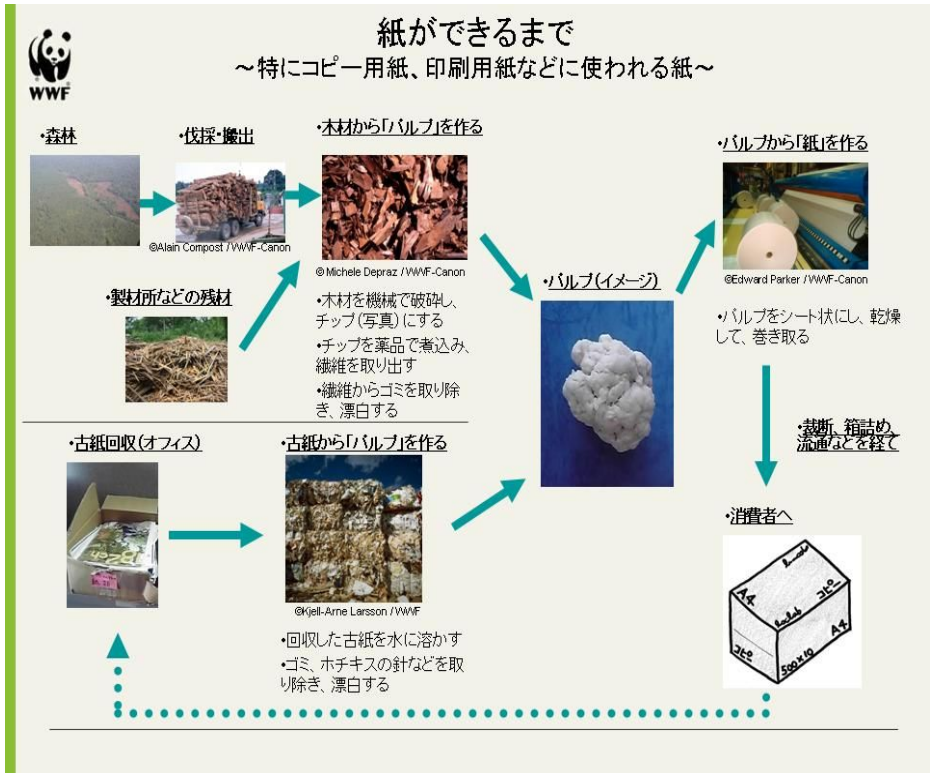


### 紙の基本

まず最初に、具体的な森林の話に入る前に、紙というのがどういふふうになられるのかというところからご紹介したいと思います。

これはちょっと小さくて恐縮ですが、紙には大きく分けて2種類あります。森林資源を使って作る紙と、再生紙と呼ばれる古紙を利用して作る紙がございます。最終的には製品になるのは一緒な

のですが、こういうパルプというくしゃくしゃの繊維が固まったというか、繊維のものになるところも一緒なんですけれども、森林の方から来るケースというのはこういう森を伐採して、こういうチップ状にします。あるいは、いきなりチップにしてしまうのではなくて、例えば製材所のような家の柱を作るとかそういうときに丸太の四角い部分の残りみた



いなものが当然出てきます。こういうものをさらに砕いてチップにしたりします。そして、このチップを薬品で煮ます。その薬品で煮込んで、この繊維を取り出していくのです。ただ煮ただけだと、こういう茶色いものを煮込んでもやっぱり茶

色いので漂白を行います。漂白すると、こんなふうに白くなっていきます。


古紙の場合は、リサイクルで、家庭とか事務所でこういう古紙をそれぞれ集めます。それを業者がいろいろなところから集めて、これは古紙の固まりなのですが、古紙の場合は、これはもう紙になっていますので、水に溶かしていくと、こういうパルプになります。ただ、水に溶かしたただけだと少しこういう色が付いていたり、ホチキスを付けたままリサイクルされたりするなどいろいろな種類の紙がありますので、そういうごみとかは取り除いた上で水で溶かしていくと、こういうパルプになります。

これはパルプの写真がなくてどうしようかなと思って、紙を水で溶かせばいいんだということで、事務所のトイレトペーパーをちょっと溶かして、もう 5 秒ぐらいでこういうのができてしまいます。したがって、ちょっとイメージとしてのものではありませんが、同じ原理です。紙を水に溶かせば、こういう古紙パルプができる。こういうチップから取るものは、バージンパルプとかフレッシュパルプというような言い方をします。したがって、古紙のパルプが少しでも混じっていればそれは再生紙になります。この混ざる過程で 10% 入れれば古紙 10% 再生紙ですし、70% が古紙のパルプであれば古紙 70% 再生紙ですし、全部古紙のパルプだけで作れば古紙 100% 再生紙ということになります。

こういういずれかのパルプを混ぜたり、どっちかだけだったりしますが、パルプにしたものをこういうふうに薄く延ばして、乾燥させて、こんなふうに巻き取って、最終的に紙ができます。これは、A4 のコピー用紙であれば A4 のサイズに裁断して、箱に詰めたり、流通などを経て、こういう感じで最終的には消費者の方に渡っていきます。使われたもの



が一部はまた古紙となって回収されていきます。このようなサイクルで紙というのは作られ、また利用されています。



### 紙の種類

- 「紙の種類」というときの「種類」とは…
  - 印刷・情報用紙、新聞用紙、包装用紙、衛生用紙など、用途の違い
  - 国産紙、輸入紙など、製造場所や事業者の違い
  - 認証紙、再生紙、間伐紙、白色度（漂白の程度）など、環境配慮の視点の違い
- 何を論点としているのかを確認することが必要
- 本日の話題は、「環境配慮の視点」のうち、特に森林環境について
- 第二東京弁護士会の紙・印刷用紙購入指針も、森林環境配慮を目指している

最初に、パルプのとき、種類は大きく分けて、古紙パルプとバージンパルプがあると申しましたが、紙の種類というのはいろいろな切り口があります。用途で分けると、印刷用紙とかコピー用紙とか新聞用紙とか段ボールとか、そう

いう用途で紙を分けることがあります。あと、国産の紙とか輸入紙とかそういう作っている場所で違いを見るときもあります。それから、認証紙とか再生紙とか、あるいは間伐紙とか、あるいは紙の白色度という、白さですね。先ほどパルプを漂白すると言いましたが、たくさん漂白すればするほど、白くなります。ですので、環境負荷的にはあまり白くない方が再生紙としては環境の負荷が低いということになります。漂白の程度が少ないかどうかという環境に配慮するような視点によって、紙を分けていく考え方もあります。

この辺が相互に関係したり、ごっちゃになったりすることがあるのですが、何を常に論点としているかというのを確認していくことも非常に重要で、今日は特に環境配慮の視点の中で、森林環境について話させていただきます。白色度とかいった、この漂白（白色度）というのはもちろん環境の問題、排水が汚れるとかそういうことがあるので、環境の問題ではあるんですが、そういうことではなくて、紙は森林からの製品ですので、森林資源との関係で環境配慮のことを今日はしゃべらせていただきます。

第二東京弁護士会の「紙・印刷用紙購入指針」というのも、漂白の度合いとかそういうことを語っていらっしゃるのではなくて、森林環境に対する配慮ということを目的に作成されているらしいです。これは第二東京弁護士会の指針で、もう少し長いのですが、「目的」と「基本方針」の始めの方のところをコピーしてペーストしてきました。第二東京弁護士会のホームページから探るのが大変で、あるかと思ったら見つからなくて、飯田先生に教えていただいて見つかったので、ぜひもう少し分かりやすい場所にあるといいかなという気もいたしました。



## 第二東京弁護士会 紙・印刷用紙購入指針(抜粋)

### 第1 目的

当会では、地球環境の保全が人類共通の最重要課題の1つであるという認識のもと、平成21年度より、KES環境マネジメント・システムを導入し、持続可能な社会の形成に向けて、環境負荷の少ない組織体づくりに取り組んでいる。当指針は、森林資源の大量消費が地球環境に大きな負荷を与えていることに鑑み、コピー用紙及び印刷用紙のライフサイクルにおける環境、社会の側面に配慮した購入を通じて、資源の有効利用、森林生態系等の地球環境の保全を図ることを目的としている。

### 第2 基本方針

#### 1. コピー用紙及び印刷用紙を購入する前における基本原則

コピー用紙及び印刷用紙の購入にあたり、必要性を十分に検討し、適正な数量に限り購入する。

#### 2. コピー用紙及び印刷用紙を購入する際の基本原則

コピー用紙及び印刷用紙の購入に際しては、以下の要件に合致する環境、社会に配慮された紙を優先して購入する。

(1) 古紙パルプ配合率100%の用紙(資源の循環的利用及び自然林に対する伐採圧の緩和の観点から)。

(2) バージンパルプが原料として使用されている用紙を購入する場合には、パルプの供給源、産出する森林についての情報を確認でき、パルプの原料が持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されている用紙。

(3) 上記(2)の「持続可能な森林経営」とは、以下の各要件を全て満たすものとする。(以下略)

第二東京弁護士会ホームページより。下線は講演者による。

この下線は私が引いたのですが、飯田先生から話があったように、KES 環境マネジメント・システムというのを第二東京弁護士会ではお持ちだということで、持続可能な社会の形成に向けて、環境負荷の少ない組織を目指していますと書いてあります。この指針については、考え方として、森林資源を大量に使っていることが地球環境に大きな負荷を与えているというのが前提にあります。そのため、森林資源であるそのコピー用紙とか印刷用紙のライフサイクル、先ほど森林からパルプにしたり、古紙からパルプにしたり、紙になったものがまた古紙に戻っていったりというようなライフサイクルにおける環境社会配慮をすることで、資源の有効利用と、それから森林生態系など環境の保全を図りたいと、そういう目的を最初に掲げていらっしゃると思います。したがって、具体的な話というのは、必ずこの目的に沿ってないと、もしいいことが書いてあってもだめなので、その辺はよくできた方針で、そういう問題はないのですが、そもそもなぜやるかというところが非常に明確になっていらっしゃると思います。

最初に基本方針で、コピー用紙と印刷用紙が対象として規定されています。コピー用紙は事務所で使っていらっしゃると思いますし、印刷物も各先生方の事務所で作ることがたまにあるかもしれません。それから第二東京弁護士会であればいろいろ作られると思うんですが、そういう紙を買う前にはきちんと必要かどうか検討して、適正な数量を、無駄な量を買わないようにと定めていて、これは非常に当たり前のことです。

その上で、どうしても買いますという場合には、こういう原則にしましょうというところで、コピー用紙と印刷用紙を買うに際しては、以下の要件に合致する環境、社会に配慮された紙を優先して購入すると規定しています。絶対それでなくてはいけないということ

ではなくて「優先」ということなのですが、それです「優先」として、古紙パルプ配合率 100%の紙を買いますと書かれています。先ほどの絵で言えば、森林から来る方の資源ではなくて、回収された古紙などを使って作るパルプからの紙を使いましょうということなのです。それは「資源の循環的利用及び自然林に対する伐採圧の緩和」が目的ということです。古紙をたくさん使えば、その分森からの方のインプットが少なくて済むから、伐採圧力が減るということです。それから「資源の循環的利用」、使えるものをむだにしないで、もっと使いましょうということです。まさにその通りなのです。

企業などの方針でよく見受けられるのは、ここで終わっている方針というのが非常に多くあります。つまり、なるべく古紙を使いましょうというところで終わっていることが非常に多いです。ただ第二東京弁護士会の場合はそこで終わらないで、「バージンパルプが原料として使用されている紙を購入する場合には」ということで、パルプの供給源がどうか、産出されている森林の情報がどうか、さらにその具体的な要件をここで明らかにしています。



### 再生紙利用だけでは不十分？

- 2010年の古紙利用率 62.5% (うち板紙92.8%、紙40.5%)
- リサイクルは3~5回が限度  
→社会全体として考えれば、常に一定量のバージンパルプを投入しなければならない
- 品質の良い紙に過度の古紙配合率を求めることは非効率  
→古紙配合率が100%でなければ、残りのバージンパルプが森林環境に配慮されたものか、確かめなくてはならない
- 資源の有効利用、森林への伐採圧力の緩和の観点から、再生紙を利用することは重要だが、用途を選んで活用すべき

ではなぜこの一番目のこの古紙をたくさん買いますというところだけで終わってはいけないかというところなのですが、これは古紙利用率という、直近の去年のデータですけれども、どれぐらい使われた紙が古紙に戻っているかを示しています。あるいは製紙会社で使われている原料のうち、古紙の比率といわゆるフレッシュパルプ、バージン

パルプの比率はどうなっているかということなのですが、平均すると 62.5%が古紙です。製紙会社に入る原料のうち、木材を伐採してパルプを作っているのは 37%、約 4 割で、残りの 6 割は古紙というのが平均値です。

ただ、この後に「うち」ということで、「板紙」と「紙」というちょっと変な言葉になっていますが、板紙というのは段ボールのことです。紙というのは段ボール以外というふうにお考えください。そうすると、段ボールというのは 92.8%、基本的に段ボールとしてだけぐるぐる回っています。ただこの一般的な紙という方は 40.5%となっていますが、こちらが皆様がお使いになる印刷用紙とかコピー用紙の方のリサイクル率です。したがって、コピー用紙、印刷用紙だけを見ると、6 割が森林資源、木材を伐採したものを使って、4 割



が事務所とかから出てきた紙を使っていると、こういう計算になります。

これだけで、古紙だけでは足りていないということが明白なのですが、それに加えて、リサイクルというのは回数に限度があります。先ほどトイレットペーパーを水で溶いた変な絵を見ていただきましたが、リサイクルを繰り返していると、繊維が切れていってしまいます。そのため、紙にしてまたそれを使って、また紙にしてというふうをしていると、だいたい3回から5回ぐらいで、もう繊維がぼろぼろになって、使えなくなってしまうのです。そこで、社会全体として見たときには、常に一定量のきれいなパルプを投入していかないと回らないという図式になっています。

とはいえ、そういう古紙だけ使っていったらどうかと、40%が古紙でできているなら、我が団体は40%の分だけ買えばいいじゃないかということになるかもしれません。しかし、紙にはいろいろな品質があります。白い紙とかある程度強度がある紙とか、あるいはお客様にお見せする紙とか、あるいは経理とかの紙でどこに小数点があるか分からないようじゃ困るような、そういう用途というのがあります。当然、外向けに出すものとか、お客さん向けに出すものであればある程度品質要求があります。わら半紙みたいなのではちょっと困ってしまいます。

そういう紙に対して、あまり高い古紙配合率を求めていくということは、逆に効率が非常に悪いのです。先ほど漂白をすと言いましたけれども、古紙をなるべくきれいな紙に近くなるようどんどん漂白すると、薬品の量が非常に多く必要になるというのと、あと歩留まりがすごく悪くなります。結果として、用途に合わせて古紙配合率というのはやっぱり考えていかないといけないところがあって、自分たちは古紙だけ、というのはちょっとお勧めできないとことがあります。

それから、古紙というのは必ずしも100%とは限りません。70%古紙で、残り30%は森林から来ているというような、そういうような配合率もあります。そうすると、70%の部分は古紙だからいいよねということになってしまうこともありますが、やはり残り30%というのが、どういう森林だったのかということが必ず問題になってきます。そういう意味では、古紙だけの部分はちゃんとした原料だけど、残りはめっちゃめっちゃな伐採をしていましたとか、そういうことが論理的にあり得るのです。

そういうことから、第二東京弁護士会の方針で、古紙だけにとどまらないで、その先についてバージンパルプを使ってはいけないということではなくて、使う場合にはこういうものにしていくという考え方を取り入れられたことは、非常に先進的であると思います。少なくとも、他の弁護士会で持っていらっしやることはありませんし、ただ一方で、裁判所とかは別の方針を持っていたりして、こういう業界でも、進捗度合いに波はあるのですけれども、非常によい方針を作っていただいたと思っております。

そういうことで、古紙だけでは回さないで、普通の白い紙も場合によっては使っていくということなのですが、そういう場合に、森林の現場でどういうことが、今、起こっているのかということ若干ご紹介いたします。



森林の現場では

繰り返しのなりますが、歩留まりとか品質要求とかもあって、森林資源というのを紙の原材料として使わないということは現状できなくて、必要不可欠なものです。したがって、

使う以上は、どういうふうにもその森が管理されているかというところが問題になってくるのですが、一般的に何が問題になっているかというところ、2つのケースがあります。



## 森林と紙

- 森林資源は、紙の原材料として必要不可欠
- 問題は、どのように管理されている森林の資源を使っているか
- 一般的な論点
  - 植林木の場合 → 違法に取得した植林地ではないか、貴重な自然林を近年伐採した後に行った植林ではないか
  - 天然木の場合 → 違法伐採でないか、貴重な自然林を伐採して原料としていないか
- 追加的な論点
  - 個別製品の原料に関わらず、違法伐採や貴重な自然林の破壊的伐採を行っている事業者ではないか

先ほど森林から砕いてチップにしてとざっくり言ってしまいましたが、森林にも2種類あって、植林した森林とそれから天然の森、自然の森で、昔からあるような森というところなんです。植林材の場合は、場合によって、土地の取得に違法

性があったりすることがあります。これはインドネシアとかでよくあることですが、賄賂を渡して植林するための土地を入手したり、それから勝手に人の土地に木を植えたり、そういうので捕まったりする人もいますけれども、いわゆる広い意味での違法伐採という問題があります。

それから、法律上のことではなくて、貴重な自然の森を最近伐採して植林しているということがあります。本来であれば残った方がいいような森、あるいはそこに人が住んでいるとか、絶滅危惧種の動物がいるとか、そういった森を伐採した上で植林をして、もう植林だから伐採してもいいではないかという話になっているケースがあります。これは、植

林の場合の問題点です。天然の森の場合は、同様に違法伐採ということがありますし、それからそもそもそこは貴重な森ということも、これは植林の場合と一緒にですが、原料としているケースがあります。これらを避けていくとか、広い意味で違法伐採でないことを確認していくということが、通常方針とかに書かれていくことになってまいります。

それから追加的な論点としましたが、個別製品にはかかわらないで、そもそも会社として何か違法伐採をしたり、貴重な自然林を壊しているような会社じゃないかということを見最近見るようになってきました。つまり、ある特定のブランドはいいのだけれども、その他のものはめちゃくちゃなことをしているとか、何かうるさく言ってくるお客さんにはちょっといい紙を出して、何も聞いてこない人にはそういうことを配慮しない原料を使って安くするということが行われています。こういうようなことをやっている事業者自体から買わないようにしようと、こんな動きも企業の中では出てきています。もう 30 分ほどしゃべらせていただいたので、少し私も先生方も一休みということで、5 分ほど DVD をご覧いただければと思います。

#### <DVD 再生によりカット>

(橋本) 5 分ほど、よくあるチェーンソーマンが切っているとかある絵ですけれども、豊かな自然林の伐採は本当に起こっていて、そういう原料を使った紙というのが日本にも入ってきています。実際に今の DVD は紙と木材、こういうようなプレゼンで使わせていただくためにどっちも対応するように作ってあるのですが、私たちが買っている紙との関係で言えば、基本的に問題になっている場所というのは、インドネシアに限られます。インドネシアのスマトラ島というところにほぼ限られてきます。



アマゾンよりも植物種の多い森林:スマトラ島

これは、スマトラの森を上空から撮ったところにして、非常に豊かな森で、植物の種の数を数えたのですけれども、世界中でスマトラ島中部のこの地域が一番多かったです。アマゾンとかよりも多かった地域になっています。この地域で、シナルマス・グループというグループ企業の中

の APP(エーピーピー)という会社と、あと APRIL(エイプリル)という別のグループの会社が、この地域に製紙工場を持っています。彼らは原料が不足しているということで、こういう森林を伐採して、そこに植林をしたりしています。



天然林を切り開いて作ったオイルパーム農園:スマトラ(インドネシア)

これは紙を使っていらっしゃる弁護士会で紙の方針という話なんです、まったく同じ文脈でパームオイルを使っている企業などにも、私たちはこういう相談を持って行って、パームオイルを買うときには、森林を破壊していないことを確認したものを買ってくださいというような、まったく今日紙でしている話と同じことをしております、第二東京弁護士会が作ったような紙の方針とまったく同じようなものを、パームオイルを使っている会社にも作ってほしいという活動もやっております。

これは、森林を全部切って、その木はおそらく紙の原料になったのですが、その後に植林するのではなくて、これはパームヤシのプランテーションにしたケースです。先ほどのDVDでちょっとパームオイルを使った製品がというのもありましたが、今日



大規模伐採と火入れ:スマトラ島

これは伐採した後、火を入れてあります。この後植林するののか、製紙原料の植林にする場所なのか、アブラヤシを植える場所なのかちょっと分かりませんが、こういう形にしてしまうと、森林として利用していくことももうできないですし、



当然動物とか、動物に限らず人も当然困ることになります。こういうところに住んでいた  
り、こういうところが水源になっていたりするような人もいますので、国と製紙会社以外  
にとっては、まったくハッピーじゃないことです。



植林地予定地で「保護」されているラミンの立木

更地になるよう  
に切るのですが、  
これは 1 本だけ木  
が残っています。  
これはラミンとい  
う樹種で、これは  
伐採禁止の樹種で  
す。したがって、  
これを切ってしまう  
と、現地の法に  
触れるということ  
になるのですが、  
そうであればこれ  
1 本だけ残そうと

いうことで、これだけ残して切っているのです。この後、周りに全部植林するのですが、  
もうこうなってしまうと、このラミンの木がまた子孫を残していくことというのはもうあ  
り得ないですし、そもそもこの木を守ろうということで作った法律のその趣旨とまるで違  
うことになっているのですが、切らなきゃいいんだらうということ、そういう主張が真  
っ向からぶつかり合うと、現場でこういうことになるいい事例かと思えます。ちなみに、  
本当にこの 1 本しかラミンがなかったのかどうかというのはよく分かりません。というの  
は、太い木も小さい木も、この地域で切られるものは、基本的には全部紙の原料になりま  
す。いいものは製材にして付加価値を付けて売ろうとかそういうことはしてなくて、こ  
のあたりは特に、ちょっと原料が足りてないということで、どんないい木でも全部紙にし  
ていく地域です。



今のは悪い方の話ですが、いい方  
の話というのもあります。どういう  
紙を買っていったらいいのとい  
うときに、悪いものだけ挙げて、じゃ  
あ、どうしたらいいのかという話に  
なりますが、こういう紙だったら購  
入してよいという方の話が次の話  
になります。「FSC の森林認証制  
度」というものをご紹介します。





## 森林認証制度

- ・ 制度毎に異なる基準を持っており、その基準に基づいて、森林の審査が行われる
- ・ FSCの場合、環境、社会、経済面を包括的に評価する「10の原則と56の基準」に則って審査が行われる。各原則は、以下。
- ・ ①法律とFSCの原則の遵守、②保有権、使用権および責務、③先住民の権利、④地域社会との関係と労働者の権利、⑤森林のもたらす便益、⑥環境への影響、⑦管理計画、⑧モニタリングと評価、⑨保護価値の高い森林の保存、⑩植林

そもそも森林認証がどういうものかということなのですが、少し硬い言葉ですが、「適切な管理が行われている森林を第三者機関が認証し、その森林から生産された木材や紙製品にラベルを付けて流通させる制度」です。誰か第三者が森に行って適切な管理、それは何かということはまだ後ほどご紹介しますが、基本的にちゃんとした森なのかということを見ます。そこにお墨付きのようなものを与えて、最



## 森林認証制度

- ・ 適切な管理が行われている森林を第三者機関が認証し、その森林から生産された木材や紙製品にラベルを付けて流通させる制度
- ・ 経済・環境・社会の面から、森林を評価するFM (Forest Management)認証
- ・ 製造・加工・流通の各過程での分別管理を確認するCoC(Chain of Custody) 認証
- ・ 日本国内では、FSC、PEFC、SGECといった制度による認証製品が流通している

後は製品にラベルを付けて、消費者の人でもそれを買えばいいというようなことを目指している制度です。

認証には「経済・環境・社会の面から森林を評価する FM(Forest Management)認証」、「製造・加工・流通の各過程で分別管理を確認する CoC(Chain of Custody)認証」とありますが、これは森を誰かがちゃんと確認しても、流通の過程で混ざっちゃうとか、製紙会社でちょっとよくない原料とごっちゃにしちゃうとか、あるいはこっちに積んだはずが実はこっちだったとかそういう単純な分別から、ちゃんと消費者の手に渡るまでサプライチェーンを通じて分別管理ができないと、誰かが森林をチェックしてもこれは意味をなしません。したがって、分別管理についても認証が入っています。ちゃんと分別できる業者かと

いうことを確かめているのです。この 2 つが、森を確認して、消費者に渡るまでの分別も確認しています。

こうして、最終的に消費者に製品が渡るのですが、日本の場合ですと、FSC という制度、それから PEFC という制度、それから SGEC というだいたいこの 3 つの制度の製品が流通していきまして、紙に限って言うと、ほぼ森林認証紙は FSC です。一部 PEFC の紙があつて、SGEC というのはほとんど木材だけで紙では流通していません。もし先生方が何か買われるとしたら、たいがい FSC で、ごくまれに PEFC のもあります、といったことを印刷屋さんが言うてくることもあるかもしれません。

いろいろな制度があるのですが、何が違うかという、基本的に基準が違います。基準というのは、第三者が森に行って適切に管理されているかどうかというのを見ると言いましたが、適切に管理されているというのはいったいどういうことだと、それはこれです、これです、これですみたいないろいろな項目があるんですけども、その項目について、制度ごとに違いがあつて、厳しいもの、それから相対的に緩いものと、こういうのがあるというのが一番シンプルな違いです。

FSC の場合は、基準が 56 個あります。その 56 個にちゃんと該当しているかどうかというのを第三者機関が森に行って見るのですが、その 56 個を全部紹介するわけにはいかないので、その 56 個より大きな「10 の原則」があります。原則が 10 個あつて、もう少し小さな指標みたいなもので 56 個ありますということなのですが、いったい何をみているかというと、まず最初にちゃんと法律を守っているかということになります。特にこれは森林関係の法律です。それから 2 番目に「保有権、使用权」、これも森林関係の法律なのですが、ちゃんと使っている森なのか、切っている森なのかということとの関係で、これは特に違法伐採でないことの民間による独自の確認なのですが、そういうところで 1 番、2 番というのは見ている、違法伐採ではないことを見ているのです。

それから 3 番目に、「先住民の権利」というものを見えています。日本の森林ですと、まれだと思いますが、海外の森というのは、森の中に先住民の人が住んだりしていて、単に製紙会社なりが伐採権をそこで持っているかということだけではなくて、先住民の人がそもそも持っている権利、国連とかで認められた権利とかその国で認められている権利とか、そういうものもちゃんと担保されているかというところを見ます。

それから、「地域社会との関係と労働者の権利」です。「地域社会との関係」というのは、地元の雇用を増やすようになるべく努めているかとか、そういうようなことになります。「労働者の権利」というのは、もちろん最低賃金であるとか、労働時間であるとか、あとチェーンソーを持つ人はちゃんとすねに金属製のこてを付けてけがをしないようにしているかとか、あと社員食堂のメニューが変わるかなんていうのも見ていたケースがあります。それがどれぐらい労働者の人をハッピーにするか分かりませんが、山の中で 2 週間とか 3 週間入りきりなので、そういうことにもちゃんと配慮しようねというようなことも見てい

ます。それから、「森林のもたらす便益」というのは、いわゆる保水がどうであるとか、そういうようなことを含めて、何かその伐採の仕方によって、誰か別の利益が失われているかと、こんなことも見えています。

6番目によろやく「環境への影響」ということで、これは切り過ぎてがけ崩れを起こさないかとか、農薬の種類ですとか、量ですとか、あるいはチェーンソーの油を、植物油か何かを使って、チェーンソーの油がこぼれても土壌に影響がないかとか、何となく森林と環境でイメージするところの部分です。そういうのだけを見ている制度ではなくて、先ほどのような社会面も非常に多く見ているので、環境だけの制度ではないのですが、森で環境というとやっぱりそういうことを普通イメージされると思いますし、当然そういうことも見ているということです。

「管理計画」というのも見えています。ちゃんと経済的に回っていける森林なのかと、切ったきりでおしまいじゃないかというようなことも見えていますし、それを「モニタリング」する仕組みがあるかどうかなども見えています。それから「保護価値の高い森林」という、非常に貴重な森でないかどうかという点です。そこを壊すようなことはしていないかということです。それから「植林」ということ。植林する場合には、植林ならではの考え方がありますので、そういうものも見ているのです。こういうことで、FSCの制度の場合は、単なる環境配慮用紙ではなくて、非常に社会面を重視していることと、あと経済面ですね。お金が回る仕組みなのか、地域に還元しているのかとか、そういうことを見えていますので、非常に多様な価値があるのですが、日本の場合はおおむね環境配慮用紙というようにひとくくりで再生紙と比較されたり、間伐材を使った紙と比較されたり、そういう視点でのみ見られていることが多いのですが、森林認証というのはもうちょっと深く実際には審査員の人たちが見ている制度になっています。



これはさっきご紹介したことと同じですが、1番目に FM 認証というのがある、森林を直前でご紹介した 10 の原則というのに照らして第三者が見ています。CoC 認証というのは、ちゃんと分別管理ができていないかを見えています。そして小売店、そして消費者に流れていくのですが、日本の場合は、幸いにして、コピー用紙と印刷用紙については、FSC の認証製品が非常に多くて、購入しやすい状況になっています。コピー用紙なんかは、日本全国どこでもオフィス通販みたいなインターネットで注文すれば明日届けてくれるようなところに頼めば買えるので、コピー用紙については日本中どこでも、FSC 認証紙や古紙 100% 再生紙を、買おうと思えば買える状況になっているのですが、印刷物については、印刷屋さんがこの CoC 認証というものを持っていないと、FSC 認証紙を使って FSC の印刷物ですとすることができない仕組みになっています。

ただこれも私たちは幸いなのですが、東京を含め、首都圏には CoC 認証を取得されている業者が非常に多くあります。大きな大企業だけではなくて、中規模のところはもちろん、小規模のところでもこの FSC 認証の CoC 認証というのを持っていらっしゃる業者が非常に多いです。したがって、住まいはさておき、東京に事業所があれば、印刷屋に何か頼むときに、FSC 認証紙で出してくださいというふうに頼める業者が非常にたくさんあるということで、物理的に購入することのハードルというのは、コピー用紙、印刷用紙に限って言えば、皆無です。供給もありますし、扱う業者もあると、こういう状態に、幸いなことになっています。

これは植林での FSC 認証の例ですが、これはちょっとスギかヒノキか分からないんですけども、日本の森はうっそうとして、間伐ができなくて、経済的にも回らないようなところが非常に多いのですが、そういう認証を取ってやっていこうみたいなところはちゃんと間伐もして、光が入る



FSC 認証林。計画的に管理し、光が地表に届くことで、植生が豊かになり、土壌流出も防げる：三重県

ようになっています。そうすると、下にこういう下草みたいなものが生えてくるんですね。そうするとこの土壌に雨が降っても、この前和歌山とかで大変な大雨があつて被害がありました。FSC 認証林の方にお話を伺ったら、そんなに被害はなかったということでした。多少はあるけどしょうがないよみたいな感じでしたが、こういうのが何か



のときに、やっぱり保水力とかが高くて、非常に効果を発揮します。

これは、インドネシアの FSC 認証林ですが、下の方に倒れている丸太がありますが、こ



FSC認証林。重機の入るルートを工夫し、環境影響に配慮している：カリマンタン(インドネシア)

れがチェーンソーで切  
ってこれから搬出する  
丸太なんですけれども、  
この後ろにある車が、  
これはブルドーザーで  
すけど、これで林道ま  
で引っ張っていきます。  
ただ経済性だけ考える  
と、なるべく林道から  
近い距離で、最短距離  
で引っ張り出すのです  
が、この FSC 認証をし  
ているところでは、ち  
よっと遠回りになった  
りしても、将来残すべ  
き木は残すとか、それ  
からチェーンソーマン

のこの木の倒し方もなるべく周りに貴重な木とかがあったら、それを避ける方向に角度を変えて倒れるように工夫して、こういう角度に倒れるようにされています。もちろん安全最優先なので、安全確保できるときだけそういう工夫をするのですが、そういうことを現場で実践しないとこの FSC 認証というのは取れないと同時に、FSC 認証をしているということはこういう意味合いがあります。



FSC認証林。従業員の家族のために林業者が敷地内に建てた学校：カリマンタン(インドネシア)

これは社会面の方の話  
ですが、敷地の中に学校  
があります。伐採してい  
る場所というのは、通常  
海外に行くと、村から 3  
時間とか 4 時間とかそう  
いう場所で、アパートみ  
たいなものの中に作って  
伐採をする人はいるので  
すが、当然、家族を呼び  
寄せて中に住み込んでし  
まっている人がいるので、



こういう学校とか、これは伐採事業者が敷地内に建てた学校ですけれども、こういうことにも配慮しないと認証が下りないですし、写真はないですが、ここは基督教の教会とイスラム教のモスクと両方を近くに建ててありまして、インドネシアなのでイスラム教の人が多いのですが、クリスチャンの人も従業員にいますので、両方の施設を作りなさいということで作って、そういうことが配慮されているから、社会面のこの基準はいいね、みたいなことになって通っていくのです。

後で紙の値段の話もしますが、紙の値段というのは認証紙とそうじゃないものでほとんど変わらないんですけども、現場で掛かっているコストは非常に高いコストを掛けて運営されています。これは FSC 認証に限らず、どんな認証制度でもある程度、コストを掛けないと認証を取ることができない仕組みになっています。



それで、まだ 30 分ほどあるのですが、最後のテーマの企業とか事務所で具体的にどうやっているかとか、どういふふうに紙を選んでいったらいいのかということですが、第二東京弁護士会では森林ということに言及した紙の調達指針を出されました。再生紙ということだ

けではなくて、森がという話を語っていらっしゃるのですが、日本の場合は紙の事例では比較的、同様のことをやっていたらっしゃる企業が一定数あります。

今日は深くは言及しませんが、森林資源ですので住宅メーカーとか、フローリングを作る人とか、家具を作る人とか、その方たちもまったく、本来であれば文脈は一緒なんですけれども、紙が圧倒的に先行しているのが実際の現状です。どういう人たちが調達指針を持っているかというと、一番最初にこういうことを始めたのは、コピー用紙を売っていたらっしゃる方たちが最初に始めました。製紙メーカーではなくてコピー用紙の販売会社です。これはたぶん作った順になっていますが、リコーや富士ゼロックス、キャノンとか、この方たちはコピー機を企業なり事業者なりに売ったりリースをしたりして、トナーとかコピー用紙とかも持ってくるという、そういう方法でコピー用紙を販売するという性格を持っている企業なんですけれども、こういったところが指針を作っています。セイコーエプソンもそうですね。



## 森林に言及した調達方針の事例

- 日本では紙の事例が先行し、住宅業界など木材利用事業者が続く
- 紙調達方針の事例(抜粋)
  - コピー用紙等販売(リコー、富士ゼロックス、キヤノン、セイコーエプソン、アスクル、コクヨ)
  - 日本製紙連合会会員企業
  - 紙ユーザー(グリーン購入法対象組織(国会、裁判所、各省、独立行政法人等)パナソニックグループ、郡山市、第二東京弁護士会、WWFジャパンほか)

その後アスクルとかコクヨとか、いわゆる通常そういうところでコピー用紙を買われる先生方の事務所も多いと思うんですが、そういう人たちが後から続いて指針を作っていました。ただ、この中身はそれぞれ言っている

ことは千差万別まではいきませんが、違いがあります。書いてあることの質でいうと、少しギャップがあります。

その次にざっくりした書き方ですが、日本製紙連合会の会員企業という、つまり製紙メーカーです。日本に製紙工場を持っていらっしゃる企業ですね。本来この方たちが最初にやればよかったのですが、コピー用紙を販売する企業の方が先に指針を作ったと、こんな図式になっています。

それに続く形で紙ユーザーになります。紙を使われる消費者の立場でそういうものを言及するようになってきました。グリーン購入法対象組織とありますが、政府にグリーン購入法という法律があります。対象の事業者は率先して環境配慮商品を買うようにということで、コピー用紙とか印刷用紙もその対象品目に入っていて、昔は再生紙だけを使おうという話だったのですが、古紙偽装などいろいろなことがありまして、環境省が所管なんですけど、あと古紙だけでは社会は回らないということもようやく考慮に入れて、再生紙の利用率だけではなくて、森がどうなっているかということについても多少は考えています。

対象組織というのは、国会と裁判所と各省、このビルの隣にあるような省庁の人たちですね。それから独立行政法人なので、今は大学とかそういうところでも、グリーン購入法の対象として彼らがコピー用紙なり印刷物を作るときには、一定の環境配慮、しかも森林について一定の配慮ということを行っています。

それからパナソニックは、民間企業としては大々的にやっています。ちょっと変わったところで郡山市というところが、FSC 認証紙を優先した方針をつくりました。何で彼らはこれができるかというと、郡山市は先ほど紹介した FSC の CoC 認証を取得した印刷屋が非常に多かったんですね。したがって、入札のときに古紙だけに限定しなくても、

公正な入札ができるということで、FSC ないし、古紙 100%という、担当の方がよかったのと、CoC 認証の業者さんが市内にいるというちょっと特殊な事情で郡山市はこれが進みました。

それから、ここに付け加えさせていただいて大変うれしいのですが、第二東京弁護士会が紙のユーザー、紙の消費者として紙の方針をつくられました。あと私どももちろん持っております。この中で見ると、ユーザーだけ見ればですが、それぞれの事情はさておいてですが、私どもの方針が一番厳しくて、その次が第二東京弁護士会の方針が厳しいような内容になっています。

ただ、私たちは環境 NGO で特殊ですので、我々が厳しく持っているからどうということではないのですが、第二東京弁護士会の方針は中身が非常にいいですし、今後もこういう講演とかをいろいろなところでやらせていただくのですが、参考の事例として紹介させていただきたいと思っております。



## パナソニックG「紙・印刷物購入方針」(抜粋)

### 【原則】

1. 自然林に対する伐採圧の緩和、資源の循環的利用の観点から、古紙を利用した紙の購入を優先的に進める。
2. バージンパルプを使用する場合には、紙の原料となるパルプの供給源、使用する森林についての情報を確認する。
  - 2-1) パルプ原料は以下の条件から選択されること。
    - (1) 第三者機関による認証を受けた森林認証材
    - (2) 植林材・二次林材
    - (3) 再・未利用材
  - 2-2) 上記2-1(1)、(2)に使用する森林は以下のいずれかの条件を満たすこと。
    - (ア) 原料産出地の合法性が確認されること。(注1)
    - (イ) 持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されていること。
3. 印刷については、製版、刷版、印刷、加工、製本の工程やインキや接着剤等の材料において、リサイクルの阻害要因の排除、有害性の恐れのある化学物質の不使用等の配慮を行い、環境負荷が少ない印刷方法を採用すること。
4. 本内容は段階的に達成されるものであることから、定期的に内容の見直しを行い、継続的な改善を図るものとする。
5. 当方針に適合する購入が確実に実施されるよう、利害関係者と協力するとともに、必要な働きかけを行う。

注1:「伐採に当たって原木の生産される国又は地域における森林に関する法令に照らし手続きが適切になされたものであること」とする。

### 【取り組み範囲】

国内で使用する情報用紙、製作する印刷物(カタログ、取扱説明書、企業カレンダー、企業手帳、社外配布物、社内配布物等)


<http://panasonic.co.jp/corp/news/official.data/data.dir/jn070907-4/jn070907-4.html> より抜粋

パナソニックの調達の方針と第二東京弁護士会の方針とは似た部分があるのですが、やはり自然に対する伐採の圧力を緩和したい、資源を循環利用したいということで、古紙を優先して使っていく、再生紙を使っていくとされています。これはどちらかがどちらかをまねしたということではなくて、一般論としてもこれはこの通りなので、どのような組織が方針をつくられても必ずこれは出てきます。バージンパルプを使用する場合にはというこ

とで、パナソニックも第二東京弁護士会と同じ考え方で、再生紙だけでは回さないよと、バージン紙も使っていくとされています。ただ、そのときに森林についてどういうものを見ていくかという、ここの内容がちょっと詳細は説明しませんが、若干、第二東京弁護士会よりは緩くなっています。

ただ、ご存じの通り、とんでもないサイズの企業ですので、あまりぎちぎちにして日々の調達に差し支えたり、何か売るときに取扱説明書に使う紙がないとか、そういうことは絶対あってはならないという企業ということで、多少、運用のところで無理がないように少し工夫をされたり、こういう工夫というのは当然どの会社でもやっておられます。

ただ、パナソニックは先ほどの方針だけではなくて、追加的に FSC の認証紙に限って優先して買ってほしいというアディショナルなアクションプランみたいなものを作りました。



### パナソニックG FSC 認証紙購入 アクションプラン

当社は「紙・印刷物購入方針」に基づき、WWFジャパンと協議を行い、FSC認証紙の購入に関して以下のアクションプランを定める。

1. 目標  
アニュアルレポートなどの各種報告書や企業カレンダーなど、コーポレート部門が制作する印刷出版物についてFSC認証紙の購入推進を積極的に拡大する。第一ステップとして以下の数値目標を定める。  
2010年までにFSC認証紙の導入量を約100トンまで高める。
2. アクション
  - ・ 上記目標を達成するために、別途作成する「紙・印刷物グリーン購入ガイドライン」に則って、紙を購入する。
  - ・ FSC認証紙を使用した印刷出版物については、可能な限りFSC認証マークを表示する。
  - ・ 本アクションプランは段階的に達成されるものであることから、定期的に内容の見直しを行う。年度ごとに調達実績を把握して、目標達成のための検討を行う。

<http://panasonic.co.jp/eco/topics/2008/080926.html> より抜粋

前に紹介した方針はパナソニックが独自につくられたのですが、FSC 認証紙を優先購入するという追加の部分は私どもと一緒に協議をしながらつくられました。企業ですからアニュアルレポートを出

します。環境報告書とかも出します。それからカレンダーを作ったりします。そういう印刷物については FSC 認証紙を薦めましょうということで、2010 年までには 100 トンにしますというものを出されました。ちょっと改訂されてないみたいですが、実際にはもっと多くの量を買われていると思いますけれども、こういう形で緩い全体的な方針に加えて、部分的に先進的にやるという工夫もされたりしています。





## 第二東京弁護士会 紙・印刷用紙購入指針(抜粋)

### 目的

当会では、地球環境の保全が人類共通の最重要課題の1つであるという認識のもと、平成21年度より、KES環境マネジメント・システムを導入し、持続可能な社会の形成に向けて、環境負荷の少ない組織体づくりに取り組んでいる。当指針は、森林資源の大量消費が地球環境に大きな負荷を与えていることに鑑み、コピー用紙及び印刷用紙のライフサイクルにおける環境、社会の側面に配慮した購入を通じて、資源の有効利用、森林生態系等の地球環境の保全を図ることを目的としている。

### 2. コピー用紙及び印刷用紙を購入する際の基本原則

コピー用紙及び印刷用紙の購入に際しては、以下の要件に合致する環境、社会に配慮された紙を優先して購入する。

- (1) 古紙/パルプ配合率100%の用紙(資源の循環的利用及び自然林に対する伐採圧の緩和の観点から)。
- (2) バージンパルプが原料として使用されている用紙を購入する場合には、パルプの供給源、産出する森林についての情報を確認でき、パルプの原料が持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されている用紙。
- (3) 上記(2)の「持続可能な森林経営」とは、以下の各要件を全て満たすものとする。
  - ア. 原料とされる木材が、生産から輸入に至るまでの過程において、管轄する国及び地域の法令等に照らし合法なものであること。
  - イ. 森林の生産性が維持されていること。
  - ウ. 生物多様性の保全、森林の有している機能、並びに、地域コミュニティにおける必要性及び重要性の観点から保護価値の高い森林を破壊していないこと。
  - エ. 慣習的権利や住民の権利の侵害がないこと。
3. 当指針は、定期的に見直しを行い、継続的な改善を図るものとする。
4. 当方針に適合する購入が確実に実施されるよう、利害関係者と協力するとともに、必要な働きかけを行うものとする。

### 適用範囲

1. 当会で使用するコピー用紙、製作又は製作を委託する印刷物(刊行物、当会会員向け案内等)。
2. 当会の会員に対して、本方針に従った紙の購入を積極的に推奨する。

第二東京弁護士会ホームページより

また第二東京弁護士会の方針に戻りますが、目的は先ほどあったところと同じです。先ほどちょっと再生紙のところでは止めたが、これは再生紙の次に何が書いてあるかということで、バージンパルプが原料として使用されている紙を購入する場合には、パルプの供給源、木材のトレーサビリティですね。それから産出する森林についての情報が確認できて、パルプの原料が持続可能な森林経営が営まれている森林から来ている紙を買いますとされています。

「持続可能な森林経営」というのはいったい何を指すのかというところが、ここにあるア、イ、ウ、エという形で定義されています。アは原料とされる木材が生産から輸入に至るまでの過程において管轄する国、地域の法令等に照らして合法なものであることと。いわゆる違法伐採材ではありませんという話です。

それからイが、森林の生産性が維持されていることと。森林の生産性が維持されるというのは、切ってしまうと終わりではないとか、育つ以上に切り過ぎていないとか、そういうことを通常は指しますが、森が森として回っている森林であることということが2つ目です。それからウとして、生物多様性の保全、森林の有している機能、保水とかそういうことだと思いますが、並びに地域コミュニティ、森の周りの地域社会における必要性および重要性の観点から、保護価値の高い森林、特に守るべき森林を壊していないということ。



それから4番目に、慣習的権利、住民の権利の侵害がないことということで、先ほど FSC は何を見ているかということでご紹介しましたが、アに該当するものがほしい、森林分野での法律に照らすと違法伐採の問題。それから森林の生産性が維持されているという、FSC でいうところの経済的な面。それから生物多様性等々の保護価値の高い森林、特に貴重な森林を壊してないという、これも FSC にある原則です。

それから社会面として慣習的権利等の侵害がないと。こういうものを優先して買いますという形で言い切っておられて、大変ありがたいのですが、では、これをどうやって担保しようかという話が当然出てまいります。これは古川先生や飯田先生とはお話しさせていただきましたが、第二東京弁護士会の方針をちょっと客観的に素直に読んだときに、これに合致する紙は何だろうと考えたら、この2つしかありませんでした。古紙100%再生紙とFSC認証紙。この2つでないと第二東京弁護士会の指針に合致しているとは現状、言い切れないというのが実際のところでは。



### 第二東京弁護士会の指針の目的・要件に合致する紙は？

- 合致する用紙
  - 古紙100%再生紙
  - FSC認証紙
- 完全に合致する第三者的な保証はないが、比較的リスクとされる紙
- 目的・要件に合致しない可能性の高い紙

ですので、この事務局で買われるものは、基本的にはこの2つのどちらかということで購入方法を考えていただきたいですし、ご紹介し忘れましたが、方針の適用範囲が非常に大事な話であるんですが、当会で使用するコピー用紙、印刷物ということで、これは

第二東京弁護士会の事務局が、この環境保全委員会等で進めていただくことかと思えます。それからもう1つは、当会の会員に対してこの指針に従った紙の購入を積極的に推奨するというので、先生方の事務所でもこの指針に従って買ってほしいということなのですが、その場合に購入品としてあり得るのはこの2つというのが実態です。古紙100%再生紙を買うか、FSC認証紙を買うかです。古紙パルプ配合率100%というのはもう自明の理で、古紙100%再生紙しかこの要件を満たす紙はありません。

古紙100%再生紙を買わない場合は、パルプの原料がア、イ、ウ、エに合致しているということになりますが、このア、イ、ウ、エをすべて満たしていること、一定程度の合理性で無条件に証明できるものは、現状市場にあるものではFSC認証紙のみというのが実情で

す。ただ、何らかの事情で FSC 認証紙が買えない、古紙 100%もだめだというときに、比較的低リスクな紙というのが当然あり得ます。

これは、あえて書かないで口頭で申し上げようと思って来たのですけれども、何が低リスクかという、日本で普通に買うことがあるとしたら、国産の紙というのは比較的低リスクです。国産の紙というのは、日本の製紙工場で作っている紙です。皆様も当然ご存じのような日本の大手製紙メーカーで作っている紙というのは、ア、イ、ウ、エの条件についてそのすべてが絶対的にというか、第三者的に客観的に見ているわけではないですが、私どもの知る範囲において、そういうむちゃな調達はされておられないようです。

それから、欧州産の紙も低リスクです。

したがって、私たちも保証することはもちろんできないのですが、相対的なリスクとしてはかなり低いのではないかと思います。ただ、第二東京弁護士会の調達方針と完全に合致しているところまでは、言い切ることはできないという感じかなと思っております。それから目的、要件に合致しない可能性の高い紙というのは、これはもうシンプルで、ご紹介していきましたが、インドネシア産の紙は合致しない可能性が高いと思っております。

インドネシア産の紙の場合、あまり古紙を使わないので基本的にバージンパルプが原料として使用されている紙ということになるのですが、天然木を使っていれば、おそらくこのウの問題は、まず引っ掛かるであろうなという可能性が非常に高いです。ただ、インドネシアの製紙メーカーも、これは日本のお客さんから、日本は非常にそういう環境要件が高いので、あまりむちゃをしたものは困るということは相当プレッシャーを受けています。

したがって、日本向けには植林木だけを使って作ったインドネシア産の紙とか、そういうのを非常に多く出しているようです。そういう植林木の紙とかは、このア、イ、ウ、エを全部満たすものもあるかもしれませんが、ないかもしれませんというところですが、先ほどちょっとご紹介したように、貴重な天然林を全部切り尽くした上で、そこに植林をするわけです。5年ぐらいで育ちますので、今、来ている紙は直近でいえば 2005 年とか 2006 年にそういう大きな森林伐採をして植えた、そういうパルプが入っている可能性があります。

インドネシア産の紙がア、イ、ウ、エを満たす可能性は、確率論としてはたぶんあると思うのですが、ただ、最初に掲げているように、必ず調達方針というのは目的に立ち返ってみるんですが、テクニカルに合っていることがそもそもの目的に合致しているかという話が当然あります。

この指針は森林資源の大量消費は地球環境に負荷を与えているという前提で、コピー用紙ならコピー用紙で、ライフサイクルを見て環境社会側面へ配慮した購入を通じて、資源の有効利用とか、森林生態系の地球環境の保全を図るとしてしています。こういうことが目的ですので、残念ながらインドネシアで生産されている紙は、調べてみたらたまたまこのア、イ、ウ、エに合致したロットだったとか、そういうことはあり得るかもしれないのですが、目的と照らした場合には、残念ながらちょっと推奨できるものではないと、私たちとして

は考えております。



## 第二東京弁護士会の指針の目的・要件に合致する紙は？

- 日常的な買い方、見分け方、避け方
- 1. コピー用紙の場合
  - オフィス通販などで→FSC認証紙、古紙100%、国産、間伐材配合などの情報を確認
  - 植林木使用や「環境配慮商品」であることの各社自己宣言は、第二東京弁護士会の指針との合致という観点からは、参考にならない
  - 分からない場合、お客様センター等に問い合わせる
  - どうしても分からない場合、値段で判断
- 2. 印刷物の場合
  - FSC認証紙ないし古紙100%再生紙を指定
  - 上記困難な場合
- 最後に、コストについて

これは最後のスライドになりますが、日常的にどういうふうに見分けていくかという話です。印刷物の場合というのは簡単です。というのは基本的に印刷屋にお願いしますので、もう FSC 認証紙か古紙 100%再生紙というのを

指定すればいいのです。それで作ってくださいというふうに発注の段階で一言言うだけで、かなりの場合は解決します。

FSCの場合はCoC認証を持ってないとだめなのですが、非常に業者の数が多いため、特定の仕事上、関係がある印刷屋だとか、親戚が経営しておられるとか、そういう特殊な事情がない限りは、CoC認証を持っている業者に取り換えてしまえばいいと思います。では、どこがCoC認証を持っているのかという情報は、FSCジャパンという組織のウェブに出ているのですが、聞いていただいてもいいですし、できれば第二東京弁護士会の事務局の方でどこにそういう情報があるみたいなのを整理されて、先生方に提供されたりしてもいいかもしれませんが、そういう業者に変えてしまう方がいいかと思います。

それがちょっと何か特殊な事情で無理ということであれば、これもそんなに難しい話ではないですが、インドネシアの紙は避けてくださいというお願いを印刷屋にすれば、それはそれでまったくやっていただけます。これらのケースは、コストのことも申し上げますが、印刷物の場合は現状使っている紙によってはほとんどコストが掛からないと思います。基本的には一言言うということで、印刷物についてはほぼ多くの場合、解決すると思います。

コピー用紙の場合ですが、これは第二東京弁護士会とかの規模になると大きな業者と契約して持ってきてもらっているということだと思っておりますが、各先生方の事務所では、オフィス通販、インターネットで頼んだり、カタログを見てファクスしたりするなどしていると思います。そういったカタログとか、あるいはインターネットで見ても、比較的、認証紙であるとか古紙100%紙であるとか、国産材を使っていますよとか、間伐材を使っていますよという情報が分かりやすい場所にあります。

クリックして見ないと分からないではなくて、そういう業者たちもやはり環境配慮製品は売り物として宣伝しますので、そんなに難しい場所には書いてないです。特に FSC 認証紙とか古紙 100%再生紙であるかというのは、値段と同じぐらい分かりやすい場所に書いてありますので、先ほどの完全に合致するものはこの 2 つという前提に立てば、それを指定してクリックするとか、その注文番号を書いてファクスするというのを、実際に発注されている事務の方とかにおっしゃっていただければ、基本的には買えます。

それから、ちょっと値段のことともかかわってきますが、避けた方がいいような紙ということでインドネシア産と申し上げましたが、コピー用紙は一箱だいたい 5,000 枚入っています。それに対して値段はインドネシア産のもので、かつ、ちょっと相当問題がある可能性のあるもので、たぶん 2,600 円前後の値段です。1 枚あたりに換算すると 50 銭とかです。

一方で FSC 認証紙とか古紙は、最安値で 5,000 枚当たり 3,200 円とか 3,600 円とかします。1 枚に換算すると 70 銭ですね。それぐらいの値段の違いは実際問題として、オフィス通販で買う場合には発生しています。方針に合致するから、そういう差なら払っても大丈夫という先生方のところには、ぜひそうしていただきたいのですが、当然、待つてよ、コストというのがあるよねと。2,600 円と 3,600 円だったら、それは 2,600 円の方でないと思うという場合には、1 つ前のスライドでいうところの 2 番目の、完全に合致する保証はないけど、比較的 low リスクのものというのをできれば選んでいただきたいと思っています。

先ほど、これがどういうものが低リスクかということ、国産の紙が比較的 low リスクですと申し上げましたが、国産の紙ですという情報もオフィス通販などには出ています。それから間伐材配合という、間伐に貢献しているというのを売りにしている紙があるのですが、間伐材を使っていればこれは完全に日本のメーカーです。間伐材を 1 度インドネシアに輸出して紙にして、また再輸入するというようなことは絶対行われていませんので、この国産とか、間伐とか、こういうキーワードは日本国内のメーカーが作られたものであることの印になっています。

こういうものは値段にすると、一番安いものはそれこそ一箱当たり 2,600 円とか、つまりインドネシア産のちょっと避けた方がいいような紙とまったく同じ値段です。あるいは一箱当たり 100 円高いとか、高くないとか、そういったような値段で販売しています。つまり値段は一緒と。そういう状況にありますので、そういうものを選んで購入されるということをお勧めいたします。

ですが、第二東京弁護士会の方針に従って会員の方には積極的に推奨ということですので、方針に合致する紙ということで FSC 認証紙や古紙 100%をご検討いただければと思っています。実際の発注をする事務の方とかでも、FSC 認証紙か古紙 100%かとか、国産と書いてあるかとか、間伐と書いてあるかというのはかなり具体的な話なので、まったく問題ないと思うのですが、たまに植林木を使っていますとか、我が社の認める環境配慮製品ですとか、そういう書き方をしていたりすることがあって、非常に紛らわしい宣伝もあり



ます。

こういう宣伝は別にうそではないし、何らかの環境配慮商品ではあるのですが、第二東京弁護士会の指針に合っているかどうかという視点で見ると、ほとんど参考にならない情報です。といいますのは、この古紙 100%はいいのですけれども、また方針に戻りますが、このア、イ、ウ、エということに対する担保の意味合いとして、植林木を使っていますとか、我が社の考える環境配慮はこれですということはほとんど意味のないことです。個別に中身を見ないと意味がありませんので、そこまで非常に森林に関心のある事務の方とかが知りたいということであれば、いくらでも申し上げますが、そういう手間よりは最初の FSC や古紙 100%再生紙を選ぶという方法で購入されてはどうかと思います。

それから国産かどうか分からない場合は、お客様センターみたいなところがありますから電話 1 本ですぐ分かります。どうしても分からない場合、値段で判断してしまうこともできます。一番安いものは一般的にリスクなものに属している値段帯です。ただ、さっき申し上げたように、国産で比較的きちんとしたものでも、銘柄によっては非常に安い値段で売っていますので、値段だけで一番安いものを排除すると、いいものを排除してしまうこともあるので、できるだけ一番最初に申し上げたような方法で FSC 認証紙を買うとか、古紙 100%というものをぜひ買っていたきたいと思っております。値段については今、申し上げたような通りです。以上になります。どうもありがとうございました。(拍手)



(司会) まだ時間があるので質疑応答ということで、今日の講演に関するものでもいいですし、それ以外で何かいろいろ興味のあること、紙や森林に関してでも質問があれば、これを機会にお願いします。では、どうぞ。

(QQ) 今日はどうもありがとうございました。

(橋本) ありがとうございました。

(QQ) 会員の小倉京子と申します。先ほどのDVDですが、あの映像は「YouTube」なんかでも見られるようになっているのですか。著作権がどうなっているのか。例えばブログなんかに付けたりして広めてもいいのでしょうか。

(橋本) ありがとうございます。残念ながらまだ「YouTube」とかには載せてない状況です。ただ、これはご希望があれば常にお貸ししたりはしているので、今、いただいたお声を早速週明けに、これは「YouTube」に載せられないかということをやっと広報とやりとりしてご連絡しますので、今は載ってないというのが答えではございますが、ちょっと後でお名刺交換をさせていただきます。ありがとうございます。

(QQ) よろしいですか。

(橋本) よろしく申し上げます。

(QQ) 生産の方の話は分かったのですが、途中でCoCという◇流通の過程の認証の話がでてきましたが◇FSCの認証だけでは、それが◇きちんと担保されているか……◇どうかという話は途中であまりチェックされてないように思ったんですが、いかがですか。

(橋本) 厳しくチェックしています。もちろん年1回のサンプリングベースですし、ISOのような聞き取りの調査ですので、そのレベルではあるんですが、当然ストックしているところがどうなっているとか、伝票の入りとかをどう管理しているとかを見ているので、相当厳しく分別については見ております。

(QQ) そうではなくて、FSCの認証があればいいのであって、CoCの認証は得られているかいないかということはどういう扱いなのかと。

(橋本) CoCの認証を持ってないと、FSCだと言って売ってはいけません。例えば印刷屋が製紙会社からFSCの紙を買いましたと。ただ、その印刷屋がCoC認証を持ってないとFSC認証紙と言って売ってはいけなくて、ただの紙としてしか売れない。ロゴマークとかを何も付けられないのです。もちろんそういうところでずるをされてしまえば、分からないようにも思えるのですが、狭い業界ですので印刷屋同士もライバルですから、自分たちはCoC認証のお金を払ってちゃんとCoC認証を取得しているのに、あの印刷屋は

CoC 認証を持ってないのにずるして出しているなんていうことは、ちゃんと分かるように、システムチェックに分かるというわけではないんですけれども、構造としてある程度分かるようになっていきますので、そういうずるは起こりにくいかと思っています。したがって CoC 認証を持っている業者であれば、分別の点も大丈夫ですし、そうじゃない業者がうちは FSC 認証紙を出せますよと言ってくることもまずないかと思しますので、それがちゃんと分かるように、後でばれたりすると大変なことになりますので、そういう意味では制度的な信頼性というよりは、トータルなシステムとしてそういうことになりにくくはなっております。

(QQ) ちょっと 1 つ質問なのですが、よくエコマークとかグリーン購入法とか、認証されていますとか書いてあるものを見掛けるんですけれども、ああいったものはどういう意味があるのでしょうか。

(橋本) エコマークもグリーン購入法も両方とも、古紙が相当量入ってないと取れないマークになっています。70%とか 80%とかですね。ただ、その古紙だけだったら別にマークを付けなくても、ちょっと古紙偽装なんていう話もありましたが、古紙偽装以降は古紙の配合率はすごい皆さんナーバスになっているのであまり虚偽はないと思うのですが、古紙が 7 割なら残りの 3 割の部分、そこについての残りの 3 割のバージンパルプについて、エコマークさんもグリーン購入法も一定程度は見ています。ただ、主に見ているのは違法伐採でないことです。違法伐採でないことを見ていますので、バージンパルプ部分の環境配慮については、エコマークの方が多少見ています。ただ、今エコマークで出している製品は全部、古紙 100%再生紙だけですので、エコマークはほぼ現実の意味はないですね。

グリーン購入法はただちょっとややこしいことをしまして、最初に何の環境配慮か、何を論点としているか確認することが必要と申し上げましたが、グリーン購入法は原材料の話と白色度のごっちゃにしました。グリーン購入法は製品に対して総合評価点数というのを与えて、80 点以上なら合格ですよと、そういうような仕組みになったのですけれども、そのとき 80 点というのは原材料だけの点数ではなくて、白色度も何点とか、そういう形で一緒にごっちゃにした仕組みなので、何を担保しているかといえ、違法伐採でないことを一定程度確認しているような担保になっています。

ですので、第二東京弁護士会の方針に従って買えば、裁判所よりは厳しい基準で買っているということになります。

(司会) ほかに何かありますか。もしなければ、よろしいですか。ご質問がなければ、これで今日は終わらせていただきたいと思います。今日はどうもありがとうございました。

(橋本) こちらこそありがとうございました。(拍手)

<講演終了>